

# なんでも掲示板



## 自衛隊募集

### 採用種目別試験日程等

#### 1 自衛官候補生

- (1) 受付期間 年間を通じて行っております。
- (2) 受験資格 (男女共通) 18歳以上33歳未満の者  
※32歳の者にあつては、採用月の1日から起算して3月に達する日の翌月現在、33歳に達していない者
- (3) 採用試験日 (男女共通)
  - (ア) 第7回試験：12月13日
  - (イ) 第8回試験：令和3年1月17日

#### 2 陸上自衛隊高等工科学校生徒

- (1) 受付期間
  - (ア) 推薦：11月1日～11月30日
  - (イ) 一般：11月1日～令和3年1月6日
- (2) 受験資格
  - (ア) 推薦：男子で中卒 (見込含) 17歳未満の成績優秀かつ生

徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者

一般：男子で中卒 (見込含) 17歳未満の者

#### (3) 採用試験日

(ア) 推薦：令和3年1月10・11日の指定する1日

(イ) 一般1次：令和3年1月23日

2次：令和3年2月4～7日の指定する1日

#### 問い合わせ先

〒510-0074 三重県四日市市鷺の森1-14-11 (阿部ビル2F)

【自衛隊三重地方協力本部四日市地域事務所】

TEL：351-1723 受付時間：9時～17時

【自衛官募集コールセンター】

フリーダイヤル：0120-063-792

受付時間：12時～20時 (年中無休)

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

### 事業主の皆様へ 労働保険の加入手続きはお済みですか？

1人でも雇ったら、労働保険！！

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め全国的に広報を行うほか、三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険の未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。

#### 労働保険とは

労働保険とは、「労災保険 (労働者災害補償保険)」と「雇用保険」の総称であり、政府が管理・運営している強制加入保険です。農林水産業の一部を除き、労働者 (パートやアルバイトなども含みます) を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入することが法律で定められています。

#### 労災保険とは

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡

等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うこと等を目的とした制度

#### 雇用保険とは

労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の各種の援助を行う等を目的とした制度

#### 労働保険の加入手続きをしないままですと…

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災給付を行った場合は、遡って保険料等を徴収する他に、保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収します (費用徴収制度)。

#### 【労働保険の加入手続きについて お問合せ先】

三重労働局総務部労働保険徴収室 TEL：059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

## 国民年金基金のお知らせ

### 『人生100年時代のプラス年金』

国民年金基金は、自営業やフリーランスの方々が、国民年金に上乗せをする公的な年金です。

#### ◆メリットは◆

- ①掛金が全額「社会保険料控除」で、受取る年金も「公的年金等控除」の対象です。
- ②受取る年金は、終身が基本で一生変動しません。
- ③万一の時はご遺族に一時金が支払われます。  
(遺族保証のないB型も選べます)

④掛金は、加入時の年齢で一定。お休みや増減もできます。

#### ◆加入できる方は◆

- ①国民年金の第1号被保険者 (免除の方などを除きます)
- ②国民年金の任意加入者 (60歳～65歳未満の方や海外在住の方) です。

#### ◆お問合せは◆

全国国民年金基金三重支部

フリーダイヤル 0120-65-4192

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

## 11月11日から17日は「税を考える週間」です



### テーマ 暮らしを支える税

国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。私たちの暮らしを支える税について、ぜひこの機会に考えてみてください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp>

税を考える週間

検索



## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題について相談を受け付ける専用の電話相談窓口です。相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。また、相談は無料で、秘密は厳守します。

#### 実施日時等

期 間	11月12日 (木)～11月18日 (水) までの7日間
時 間	8時30分～19時まで ただし、土曜日・日曜日は10時～17時まで
相談電話	0570-070-810 (全国共通)